

市場支配的な電気通信事業者における 禁止行為規制に関する 業務の状況等の確認結果

令 和 2 年 6 月 5 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

電気通信事業分野における市場検証に関する
年次計画(令和元年度)で定めた実施内容

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により電気通信事業法第30条第1項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「市場支配的事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。なお、平成27年法律第26号による電気通信事業法の改正において、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人に対する不当な優遇に限定している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (3) 上記(1)の契約の相手先
- (4) 上記(2)の特定関係法人
- (5) 上記(1)から(3)までの競争事業者

- ① NTT東西に対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認。
- ② NTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対して、NTT東西(NTT東西にあっては他の電気通信事業者)との電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。

確認対象事業者		確認項目及び確認結果の概要
①	NTT東西	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「接続関連情報」という。)の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第1号関係)</p> <p>イ. 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等※が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第2号関係)</p> <p>ウ. 電気通信事業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第4項第3号関係)</p> <p>エ. 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第2項第1号)</p> <p>オ. 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第2項第2号)</p> <p>カ. 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等において、当該業務において、アからオの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第31条第3項)</p> <p>⇒ 設備部門の居室において他部門の業務従事者の入退室の管理を徹底、禁止行為等を防止するための研修等を実施、契約締結の際にダブルチェックを実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
②	NTT東西 NTT東西の契約の相手方及び競争事業者	<p>ア. NTT東西との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容</p> <p>⇒ 特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかつた。</p>

※不当な差別的取扱い等: 不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること

- ① ドコモに対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認。
- ② ドコモ及び同社の特定関係法人(総務大臣が指定する者※以下同じ。)に対して、ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。

※ 総務大臣が指定する者:東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
① ドコモ	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第1号関係) イ. 電気通信業務について、ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等※が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <p>⇒ 相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
② ドコモ ドコモの特定関係法人	<p>ア. ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容(他事業者とドコモ又は同社の特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由)</p> <p>⇒ ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。</p>

※不当な優先的取扱い等:不適に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えること

確認結果	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供></p> <p>NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> 一 設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底。 一 接続関連情報を有するシステムは、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限を付与。 一 設備部門の全社員等を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識等を内容とする研修を実施 一 電気通信事業法施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、NTT東西の組織規程により、設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。
<p><電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等></p> <p>NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> 一 公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 一 契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な差別的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。
<p><他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉></p> <p>NTT東西は、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉を行うことは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第3号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> 一 公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 一 契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。

確認結果	対応方針
<p><第一種指定電気通信設備への接続に必要な設備の設置・保守に関する不利な取扱い></p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
<p><業務委託に関する不利な取扱い></p> <p>電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務委託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、条件を接続約款に定め公表すること等により同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
<p><業務を委託する子会社に対する適切な監督></p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社において、当該業務に関して、禁止行為※が行われることがないよう、当該子会社に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。(電気通信事業法第31条第3項)</p> <p>※ 電気通信事業法第30条第4項各号に掲げる行為及び同法第31条第2項各号に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務を受託した子会社において禁止行為が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －監督対象子会社において、電気通信事業法の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督等を規定した社内規程を制定 －全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結。 －公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施 等 ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、禁止行為に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を委託する子会社に対する適切な監督が行われているか、引き続き注視。

確認結果	対応方針
<p>＜電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な差別的取扱い等＞</p> <p>NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。(再掲)(電気通信事業法第30条第4項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西が提供する電気通信業務について、主に以下の契約があることを確認。 <p style="text-align: center;">構成員限り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。
<ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西が提供する電気通信役務の提供に密接に関連した業務について、主に以下の契約を有していることを確認。 <p style="text-align: center;">構成員限り</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な差別的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。(再掲) <p>⇒特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。</p>	

確認結果	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供></p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> —相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 —当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 —接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 —禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 —以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 ● 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。
<p><電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等></p> <p>ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドコモの特定関係法人に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> —禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 —新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ● 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

確認内容及び確認結果	対応方針
<p><電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な優先的取扱い等></p> <p>ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(再掲)(電気通信事業法第30条第3項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none">● ドコモと同社の特定関係法人との間で主に以下の契約があることを確認。	<ul style="list-style-type: none">● 不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。
<p style="text-align: center;">構成員限り</p>	
<ul style="list-style-type: none">● ドコモと同社の特定関係法人との間で主に以下の契約があることを確認。 <p style="text-align: center;">構成員限り</p> <ul style="list-style-type: none">● 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。(再掲) <p>⇒特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。</p>	

(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6 (略)

第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人（その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この条において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
- 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に關し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

4～7 (略)